

教職資格について

1. 専修教育職員免許

教育職員免許状取得に関する情報は、随時、大学院棟1階教職・資格掲示板にてお知らせしますので、各自でよく確認してください。

(1) 専修教育職員免許状とは

中学校および高等学校教諭1種の教育職員免許状取得済で、修士課程を修了することにより、申請取得できる上位免許です。

(2) 専修教育職員免許状取得要件

中学校専修・高等学校専修免許状を取得しようとする者は、当該免許教科の教科専門科目に含めることができる大学院専門科目を、24単位以上修得し、修士課程を修了する必要があります（その際の基礎資格は、「大学院研究科修了」となります）。

また、修士論文等を提出せず、今年度修了できない場合でも、研究科に1年以上在学し、専修免許状にかかる必要単位を30単位以上修得していれば、専修免許状を取得することができます（その際の基礎資格は、「研究科1年以上在学30単位以上修得」となります）。

なお、以下の点に特に注意してください。

<注意事項>

- 教育職員免許法および同法施行規則が改正され、2019年4月1日より施行されました。法改正に伴い専修免許の申請における適用法令が以下の通りとなります。
 - ・2018年度以前入学者：旧法
 - ・2019年度以降入学者：新法なお、新法・旧法ともに専修免許の取得に係る基礎資格（免許取得要件）は従来通りです。
- 2010年度入学者より同一名称科目（重複履修）の単位は、専修免許状申請単位においては1科目しか数えません。
- 国際日本学インスティテュートの学生については、所属専攻の大学院専門科目を修得しなければなりません。
- 経営学専攻で取得できる高等学校専修免許状の教科は「公民」と「商業」ですが、それぞれの教科専門科目に含めることができる大学院専門科目が異なるので注意してください。
- キャリアデザイン学専攻および連帯社会インスティテュートの学生は、教育職員免許状の取得はできません。
- 下記に該当する科目は、大学院専門科目の単位として認められません。
 - ・単位認定科目
大学院入学前に履修した科目、研修生のときに履修した科目、履修を免除された科目など
 - ・単位互換等で履修した他大学院の科目
 - ・学部在籍時に履修した本学大学院の科目
 - ・他専攻科目
例えば、哲学専攻の学生が他専攻の科目を10単位履修した場合、哲学専攻に設置されている大学院専門科目のみで24単位以上を修得しなければ、大学院を修了することはできても、専修免許状を取得することはできません。

(3) 専攻別教育職員免許状の種類

本学における各専攻の取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次表のとおりです。

専 攻	免許教科の種類 (高校)	免許教科の種類 (中学)
哲学	公民	社会
日本文学	国語	国語
英文学	外国語 (英語)	外国語 (英語)
史学	地理歴史	社会
地理学		
心理学	公民	社会
国際文化	外国語 (英語)	外国語 (英語)
経済学	公民	社会
法律学		
政治学 (※)		
国際政治学		
社会学		
経営学		
公共政策学 (※)	公民	
サステイナビリティ学		

※連帯社会インスティテュート所属の学生は除く。

(4) 教育職員免許状一括申請について

大学が集中している東京都では、卒業をもって教育職員免許状の申請を受付、審査し、採用に間に合うよう免許状を授与することは困難な状況にあるため、東京都教育委員会では、東京都内に所在する大学等の卒業生のために、免許状の申請を大学ごとにとりまとめて審査し、一括して免許状を授与する方法をとっています。

今年度の申請受付期間は7月上旬～中旬の予定ですので詳細は6月中旬以降、大学院棟1階教職・資格掲示板にてお知らせいたします。

<一括申請対象者>

- ・ 中学校1種、高等学校1種の教育職員免許状を取得済で、2020年3月修士課程修了と同時に中学校専修、高等学校専修免許状の資格を得る見込みの者
- ・ 本学学部科目履修中で、2020年3月に教職および教科に関する科目の全単位を修得見込みの者ただし、2003年から電子申請に移行したことに伴い、一括申請できないケースもあります。

(5) 教育職員免許状個人申請について

上記の<一括申請対象者>以外の者については、個人申請となります。個人申請の場合は、申請者の居住地の都道府県教育委員会に申請します。詳細は、各自が居住する都道府県教育委員会に問い合わせてください。

ただし、東京都の場合、一括申請の取り扱いに伴い、毎年2月1日から4月中旬まで、個人申請の受付を停止するので注意してください（なお、都内の国公立学校に教員として採用が内定している者は受け付けるとのことですので、各自で東京都教育庁へ問い合わせてください）。